

# はさまれ・巻き込まれ災害による労働災害 が増加しています！！

常総労働基準監督署では機械の「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害防止に取り組んでいます。当署管内では、昨年、機械の「はさまれ・巻き込まれ」による「**死亡災害**」が2件も発生しています。

本リーフレットを参考に、災害防止対策を講じるとともに、日々の災害防止のため取り組みを通じて、「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害をなくしましょう。

## 第1 災害防止対策

労働災害における危害とは、人が身体的障害、健康障害をうけることをいい、災害を起こす根源である「危険源」と人が接触することで発生します。

今一度、事業場のリスクアセスメントを実施し、危険源に対して、効果の高いものから順番に以下の安全対策の検討をお願いします。

### 1. 危険源の除去、低減

危険源がなければ労働災害は発生しません。

危険源そのものをなくす、またはエネルギーの低減についてまずは考えて下さい。

例えば、「はさまれ・巻き込まれ」が生じるおそれのある隙間等があれば、身体の一部が侵入できない程に狭くすることや、仮に「はさまれ・巻き込まれ」が発生した時に、身体に被害が生じない程度に駆動力を小さくするなどの対策が考えられます。

### 2. 危険源は存在するが、人が関わらない作業方法の選択

危険源が事業場に存在していても、人が危険源に関わらなければ労働災害は発生しません。機械の自動化や工程の変更等により、危険源と人が近づく機会を無くすことを考えて下さい。

例えば、加工作業に危険源が存在するなら、加工物の投入・取出し又は加工等の作業を自動化する等の作業者が危険源に関わらずに作業が行えるようにする等の対策が考えられます。

### 3. 人は関わるが、危険源に近づけない対策

人が危険源に関わる作業を行っていても、人が危険源に近づかなければ労働災害は発生しません。危険源の影響範囲の外側に柵やガードを設け、十分な隔離距離を保って危険源と人を隔離する対策を考えて下さい。

例えば、プレス機械に見られる安全囲い等が考えられます。

### 4. 人と危険源との接触を防ぐ対策

人が危険源に近づいても、人と危険源との接触を防げれば労働災害は発生しません。

インターロック機能、赤外線安全装置等の安全装置によって危険源との接触を防ぐ対策が考えられます。

### 5. 回避を補助する対策、危害を軽減する対策

他にも、機械の速度等を落とし、危険源への接触を回避しやすくすること、万一災害

効果大

が発生した場合に保護具等によって危害のひどさを小さくする方法があります。

## 第2 対策後の措置について

経済面や技術面で限界があるため、全ての場合に第1で示した対策が行うことが出来るとは限りません。

また、一旦行えば終わりというものではありません。

例えば、安全装置を設置した場合には、その有効性を保持するため、継続的に保守点検等を行う必要があります。

また、マニュアルの整備を行った場合には、関係労働者に内容の周知や教育を実施し、マニュアルが守られるよう巡視を行い、日々管理を行う必要があります。

以下の取り組みをお願いします。

### 1. 安全パトロール

作業現場では労働者が作業性の向上のために、隠れて安全装置を無効にした状態で作業を行うなどの危険作業を行っている可能性があります。

事業場の安全担当者は抜き打ちによる安全パトロールを行い、適度な緊張感、集中力の維持と作業指示どおりに危険な作業を行っていないかの確認を目的としたパトロールを行ってください。

### 2. 安全教育の実施

安全衛生教育は、労働者の雇入れ時及び作業の内容を変更した際に実施しなければいけません。以下の項目を定期的に教育してください。

- 機械等の原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 作業手順に関すること。
- 作業開始時の点検に関すること。(例えば、作業開始前点検を行うべきものを実際に行う)
- 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 事故時等における応急措置及び退避に関すること。(非常停止装置の使用方法、止血方法)

過去の労働災害を分析した結果、労働者は知識不足や作業の慣れ等により危険に対する感受性が低いと、安全に基づいた指示通りの作業を行わず、作業性重視の危険な作業を行う場合があります。

労働者の危険に対する感受性を向上させるためにも安全教育をお願いします。

自己で危険性を認識できる事が大切です。

また、外国人労働者については、日本語が理解出来ない方もいますので、母国語で書かれた文書や絵を作成し、教育をお願いします。



常総労働基準監督署 監督・安衛課

所在地 常総市水海道淵頭町3 1 1 4 - 4

電話 0 2 9 7 - 2 2 - 0 2 6 4

(令和2年6月)